

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課 奥家課長殿
安全保障貿易審査課 長濱課長殿
写) 安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿
写) 安全保障貿易審査課 小田切課長補佐殿
写) 安全保障貿易管理課 小松係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会 核・原子力分科会
主 査 近藤 英明

輸出令別表の2の項(3)貨物等省令第1条第三号の「重水素化合物」に関する要望

表題の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒ご検討いただけますようお願いいたします。

記

1. 要望の背景

重水は、原子炉の減速材と冷却材の両方の役目をする事ができるとの趣旨で、重水を製造しうるものも含めて重水素と重水素化合物が NSG Part 1 で規制されています。原文は、原子炉用途のものを1か国に年間200kg超の重水素原子量を輸出する場合について規制しています。

しかしながら現行の貨物等省令では「重水素又は重水素化合物であって、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が五、〇〇〇分の一を超えるもの」を一律規制していますので原子炉用途でない生物サンプル輸送用の保冷剤や分析機器校正用の試薬として使用されている重水素化合物であっても規制されています。

このため個別許可申請手続きが必要なこともあり、これを数多くの輸出者が行うことは産業界にとって大きな負担となります。

このような背景から産業界の負担を減らすため現行法令の改正を要望します。

改正案は3案用意しました。省令、運用通達、包括取扱要領についてのものですがそれぞれ独立したもので、併用するものではありません。この3案のうちの1案を採用していただきたくお願いいたします。

2. 要望事項

上記背景に従い、以下の通り改正を要望し、次の3案を提案します。

1) 案

【貨物等省令1条三号】

改正要望	現行
重水素又は重水素化合物であって、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が五、〇〇〇分の一を超えるもので <u>あって</u> 原子炉の減速材若しくは冷却材として使用するもの	重水素又は重水素化合物であって、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が五、〇〇〇分の一を超えるもの

これに伴い、包括許可取扱要領 別表A(2の項)包括輸出許可マトリックスの2の項(3)の試薬又は標準物質に関する包括輸出許可適用の行を削除する。

2) 案

【運用通達中の解釈を要する語（2の項）】

改正要望		現行	
貨物等省令第1条第三号中の重水素化合物	原子炉の減速材若しくは冷却材として使用するもの。重水及び重水素化されたパラフィン、リチウムを含む。	貨物等省令第1条第三号中の重水素化合物	重水及び重水素化されたパラフィン、リチウムを含む。

これに伴い、包括許可取扱要領 別表A（2の項）包括輸出許可マトリックスの2の項（3）の試薬又は標準物質に関する包括輸出許可適用の行を削除する。

3) 案

【包括許可取扱要領 別表A（2の項）】包括輸出許可マトリックス

改正要望					現行						
輸出令別 表第 1項番	仕向地	い地域 ①	い地域 ②	ろ地域 (ち地域を 除く)	ち地域	輸出令別 表第 1項番	仕向地	い地域 ①	い地域 ②	ろ地域 (ち地域を 除く)	ち地域
輸出令別表1の2の項（3）に掲げる貨物であって貨物等省令1条3号に該当するもの（試薬又は標準物質として使用されるものに限る。）のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1kg未満のもの		特別一般	特別一般	特別一般	—	輸出令別表1の2の項（3）に掲げる貨物であって貨物等省令1条3号に該当するもの（試薬又は標準物質として使用されるものに限る。）のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1kg未満のもの		特別一般	特別一般	特定	—
輸出令別表1の2の項（3）に掲げる貨物であって貨物等省令1条3号に該当するもの（保冷剤として使用されるものに限る）		特別一般	＝	＝	＝	(新設)					

上記について補足説明致します。

1、 試薬・標準物質は1mLのサンプルに1pg/μL以下の重水素化合物が入っている場合が一般的です。これは重水素の原子質量だと1ng未満となり、これを集めて原子炉の減速材若しくは冷却材として使用するのは極めて非現実的であり、ろ地域に拡大しても規制の趣旨から外れるものではないと考えられます。

2、 保冷剤は重水をポリエチレン等の密閉容器に入れたもので、宇宙ステーションで行う生物実験のサンプルの輸送用に使用するものです。

ホワイト国限定で包括許可取扱要領別表3表1の失効要件にあたらぬものに限定されます。

【参考】

NSG Part1 [June 2013]

<text>

2. Non-nuclear materials for reactor

2.1 Deuterium and heavy water

Deuterium, heavy water (deuterium oxide) and any other deuterium compound in which the ratio of deuterium to hydrogen atoms exceeds 1:5000 for use in a nuclear reactor as defined in paragraph 1.1 above in quantities exceeding 200kg of deuterium atoms for any one recipient country in any period of 12 months.

以上